

I H I 内視鏡殺菌機保守点検業務委託契約書

保守点検業務委託契約者(以下「甲」という)と、株式会社IHIシパウラ(以下「乙」という)、及び販売代理店である新鋭工業株式会社(以下「丙」という)は甲の使用する内視鏡殺菌機の保守点検業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

- 第1条 保守点検の委託
甲は丙に対して、甲の使用する前記の装置に対して、安全性、性能を維持するために、定期交換部品の交換及び点検、清掃、確認作業(以下これらの保守点検作業を定期保守点検パックと総称する)を委託する。
- 第2条 保守点検の方法
丙は、点検確認書に基づき、点検、清掃、確認し、保守作業を行うものとする。作業は、乙が実施する専門メンテナンス教育を修了した有資格者が実施する。なお、丙は、作業を乙・丙以外の有資格者に委託することができる。
定期保守点検パック
・点検は年1回とし、日程は予め乙又は丙が甲に連絡し協議の上決定する。
・点検以外の、都度発生する修理に関しては、別途有償修理とする。
- 第3条 保守点検の作業時間
通常、保守点検の作業時間は、土日祝日及び特に定めた期間(季節休暇等)を除く丙の営業時間内とする。
- 第4条 保証内容
保守点検で交換した部品の保証期間は交換後6ヶ月とし、保証期間内に本来の用法で使用中に瑕疵あることが判明した交換部品は、乙が無償で交換するものとする。
- 第5条 保証対象外
落下、衝突、盗難、火災等、甲の不注意に起因する故障や風水害、地震などの天変地異その他不可抗力に起因する損傷、および乙が指定する者以外による改造、修理等を行ったことに起因する損傷の修復作業、および殺菌対象物は、保証対象外とする。
- 第6条 契約期間
本契約の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の日から2ヶ月前までに甲乙丙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件を持ってさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 第7条 解約
甲乙丙は本契約期間中であっても、2ヶ月前の予告をもって本契約を解除する事ができる。
- 第8条 支払方法
甲は点検料金を丙又は丙の販売店(五洋医療器械(株))の請求により支払うものとする。
定期保守点検パック費用 70,000 円(税別)/年間(定期保守点検パック料金1回分、出張交通費含む)
当該作業終了後に請求書を発行する。甲は当請求書受領後、甲と販売店との間で合意した期間内に支払うものとする。

以上、甲乙丙間に契約が成立したので、本契約書を4通作成し、甲乙丙各1通を保有するものとし、本契約書をもって注文書といたします。

締結日 平成 29 年 5 月 22 日

甲 住所 広島市南区比治山本町11番27号
施設名 医療法人社団 まりも 会
理 事 長 平 松 廣 夫
代表者名

乙 岡山県岡山市東区西大寺新地170番地6
株式会社 IHIシパウラ
機械事業本部 事業本部長 高木 博司

丙 埼玉県上尾市平方領領家308番地2
新鋭工業株式会社
代表取締役 宇賀神 茂

契約種別: 定期保守点検パック

対象機種: ☐ OED-1000、☒ OED-1000S

機 番: 300111

納入日: 2013 年 10 月 29 日